

<世田谷区が管理する道路>

記号 ※1	整備形態 ※2	路線延長 (km)	
		未整備	整備済み
	自転車専用通行帯 ※3	12.5	0.9
	自転車走行帯	5.2	2.1
	自転車走行位置表示	141.7	0.8
	利用環境・ルール検討路線 ※4	4.2	0.0
	計	163.6	3.8
	計		167.4

<国道・都道>

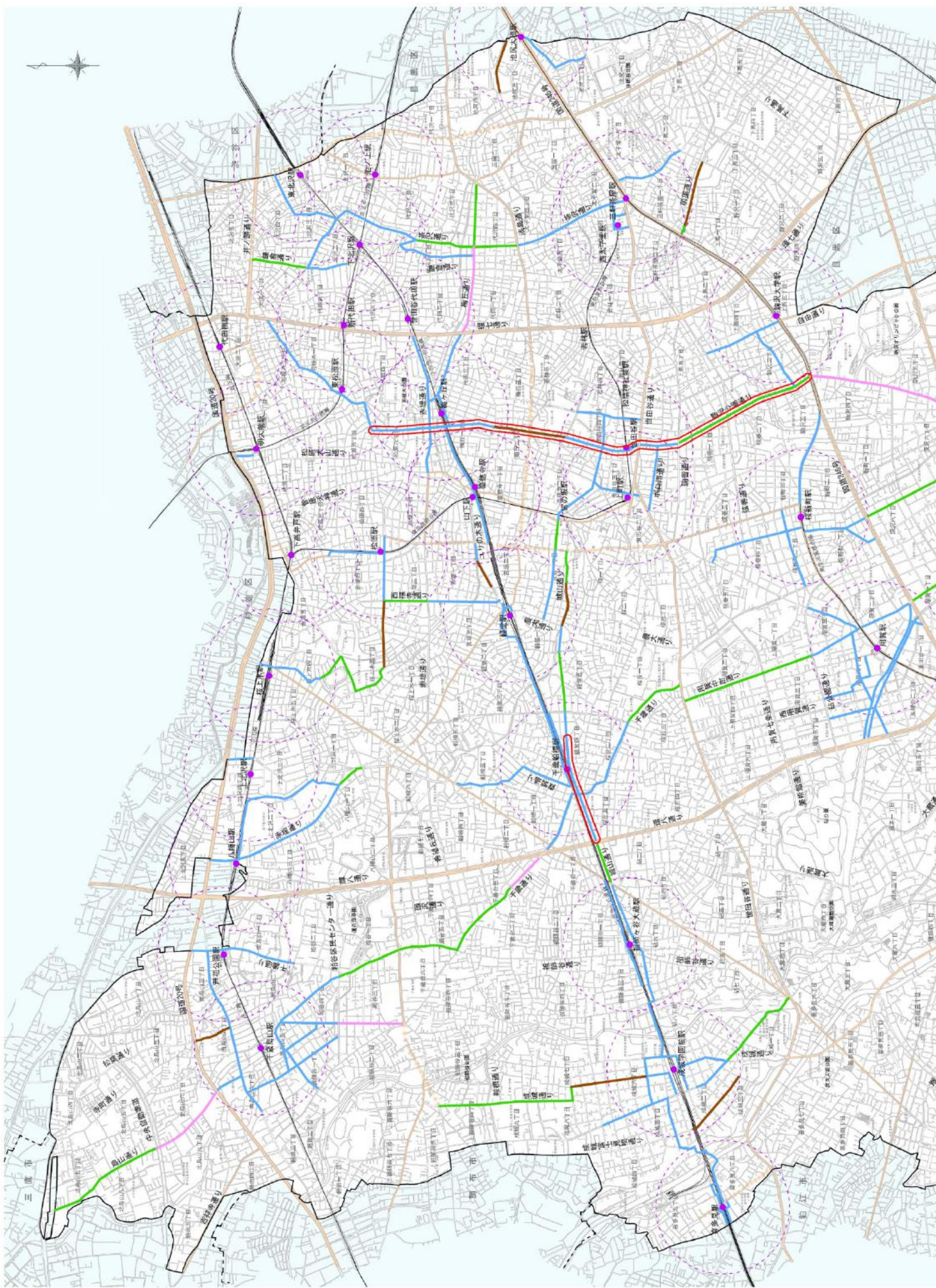
国道・都道の自転車ネットワーク路線（整備形態は各道路管理者が定める。）

（未整備延長は図上の計測値）

- ※1 点線は、道路整備事業中の区間、「せたがや道づくりプラン」優先整備路線または第三次事業化計画優先整備路線を示す。
- ※2 本図は、世田谷区の管理する道路における自転車通行空間の整備形態の案を示したものである。実際の整備形態は、各路線の整備段階において交通管理者などの関係機関や地域住民と調整した上で確定する。
- ※3 自転車の安全な通行のため、自動車との構造的な分離が必要な場合は、自転車専用通行帯に代えて自転車道（一方通行を原則とする）の選定を検討する。
- ※4 駅前商店街通りなど、車道を通行する歩行者が著しく多い路線については、自転車通行空間の整備と歩行者の安全確保の両立が現時点では困難なため、整備形態の選定は行わず、今後対策の検討が必要となる路線として位置付ける。

図 40 自転車ネットワーク路線

資料：世田谷区自転車ネットワーク計画（世田谷区、平成 27 年 3 月）



2章

自転車等の利用の現状



※1 点線は、道路整備事業中の区間、「せたがや道づくりプラン」優先整備路線または第三次事業化計画優先整備路線を示す。
 ※2 優先整備路線のうち、平成27年度から2～3年程度の間に整備を予定している区間。

図 41 優先整備路線

資料：世田谷区自転車ネットワーク計画（世田谷区、平成 27 年 3 月）